

多治見市犯罪被害者等見舞金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多治見市犯罪被害者被害者等支援条例（令和元年条例第21号）第9条の規定に基づき、犯罪等に起因する犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため支給する犯罪被害者等に対する遺族見舞金及び重傷病見舞金（以下「見舞金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱（前条を除く。）において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 日本国内又は日本国外にある全ての日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪等に起因する死亡又は重傷病をいう。
- (3) 犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者又は犯罪被害を受けたと推定される者をいう。
- (4) 重傷病 治療及び療養に要する期間が1月以上と診断された傷害又は疾病（精神的な疾病を含む。）をいう。

(支給対象者)

第3条 見舞金の支給を受けることができる者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 犯罪被害を受けた時に犯罪被害者等が、本市において住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されていること。
 - (2) 見舞金の支給を受けようとする者が、見舞金の支給申請時に本市において住民基本台帳に記録されていること。
- 2 遺族見舞金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者等の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者のうち、第1順位遺族（第4項から第6項までの規定による第1順位の遺族をいう。）とする。ただし、当該第1順位者が15歳未満の児童である場合は、前項の規定にかかわらず当該児童を監護する者を支給対

象者とする。

(1) 犯罪被害者等の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。以下同じ。）

(2) 犯罪被害者等の収入によって生計を維持していた犯罪被害者等の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

(3) 前号に該当しない犯罪被害者等の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

3 犯罪被害者等の死亡の当時胎児であった子が出生した場合の前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者等の死亡の当時犯罪被害者等の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他の時にあつては同項第3号の子とみなす。

4 遺族見舞金の支給を受けるべき遺族の順位は、第2項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

5 遺族見舞金の支給を受けるべき第1順位の遺族となる者が2人以上あるときは、その中から代表者を1人選任し、その者を第1順位の遺族とみなす。

6 犯罪被害者等を故意に死亡させた者又は遺族見舞金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の支給を受けることができる遺族としない。

7 重傷病見舞金の支給を受けることのできる犯罪被害者等が、精神上的の障がい等により申請をする能力が著しく不十分である場合その他正当な理由がある場合は、第3項から第6項までの規定により第1順位の遺族となりうる者を重傷病見舞金の支給を受けることのできる者とする。

（見舞金の支給等）

第4条 見舞金の額は、一の犯罪に係る一の犯罪被害者等につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 遺族見舞金 30万円

(2) 重傷病見舞金 10万円

2 遺族見舞金は、犯罪等により当該犯罪被害者等が死亡したことに對し、当該犯罪被害者等の遺族に支給するものとする。

3 重傷病見舞金は、犯罪等により重傷病を負ったことに對し、当該犯罪被害者等又

は前条第7項に規定する第1順位遺族となりうる者に支給するものとする。

- 4 重傷病見舞金の支給を受けた者が死亡した場合（当該重傷病見舞金の支給に係る犯罪被害に起因して死亡した場合に限る。）における遺族見舞金の額は、第1項第1号の規定にかかわらず、同号に定める額から既に支給した重傷病見舞金の額を控除した額とする。

（見舞金を支給しない場合）

第5条 市長は、次のいずれかに該当する場合は、見舞金を支給しないものとする。

- （1） 犯罪被害者等と加害者の間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）があるとき。ただし、犯罪発生時に当該親族関係が事実上破綻していたと認められる場合についてはこの限りではない。
- （2） 犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他の当該犯罪被害につき犯罪被害者等に責めに帰すべき行為があったとき。
- （3） 犯罪被害者等又は第3条第2項に規定する遺族が、多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1項第1号に規定する暴力団及び同項第2号に規定する暴力団員等並びにこれらのものと密接な関係を有すると認められるとき。
- （4） 犯罪被害者等又は第3条第2項に規定する遺族が、当該犯罪等に対する報復として、加害者又はその親族その他の加害者と密接な関係にある者の生命を害し、又は身体に重大な害を加えたとき。
- （5） 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等又は第3条第2項に規定する遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を支給することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の支給申請）

第6条 遺族見舞金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- （1） 遺族見舞金支給申請書（別記様式第1号）
- （2） 犯罪被害者等の死亡診断書その他の犯罪被害者等の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類又はその写し
- （3） 犯罪被害者等の消除された住民票の写し

- (4) 遺族見舞金の給付を受けようとする者の住民票の写し
- (5) 遺族見舞金の給付を受けようとする者と犯罪被害者等との続柄を証する戸籍の謄本その他の証明書又はその写し
- (6) 遺族見舞金の給付を受けようとする者が犯罪被害者等の死亡当時、事実上婚姻関係と同様の事情があった者であるときは、その事実を認めることができる書類又はその写し
- (7) 遺族見舞金の給付を受けようとする者が配偶者以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明する書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 重傷病見舞金の給付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 重傷病見舞金支給申請書（別記様式第2号）
 - (2) 犯罪被害者等が受けた重傷病の発生年月日、その治療に要する期間及び状態に関する医師の診断書又はその写し
 - (3) 第3条第7項に規定する第1順位相続者となりうる者として重傷病見舞金の給付を受けようとするときは、犯罪被害者等との続柄を証する戸籍の謄本その他の証明書又はその写し
 - (4) 犯罪被害者等の住民票の写し
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- （支給申請の期限）

第7条 前条の規定による申請は、当該犯罪等による死亡若しくは重傷病の発生を知った時から1年を経過したとき又は犯罪等による死亡若しくは重傷病が発生した日から2年を経過したときは、することができない。

（支給の決定）

第8条 市長は、第6条の規定による申請があった時は、警察へ犯罪被害者等見舞金に関する照会書（別記様式第3号）により照会を行う。

2 市長は、前項の照会の回答を踏まえ、第6条の規定による申請内容を審査し、速やかに、見舞金の支給の可否を決定し、犯罪被害者等見舞金支給決定通知書（別記様式第4号）又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書（別記様式第5号）により申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該犯罪被害者等又は申請者の同意を得て、国、県、警察その他関係機関に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者等及びその遺族の続柄等必要な事項を照会するものとする。
(見舞金の請求)

第9条 前条の規定により見舞金の支給の決定を受けた者は、犯罪被害者等見舞金支給請求書(別記様式第6号)を市長に提出しなければならない。
(支給決定の取り消し等)

第10条 市長は、第8条第2項の規定による支給決定の通知を受けた者が、第5条各号のいずれかに該当することが判明したとき又は偽りその他不正の手段により見舞金の支給の決定を受けたことがわかったときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、第8条第2項の規定による支給決定の通知を受けた者から見舞金支給申請の取り下げ申し出があった場合は、当該決定を取り消すものとする。

3 前2項の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書(別記様式第7号)により通知するものとする。
(見舞金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により見舞金の支給決定を取り消したときは、既に支給した見舞金をその者から返還させるものとする。
(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、見舞金の支給に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、令和元年10月1日以後に発生した犯罪等による被害について適用する。
- 2 多治見市補助金等交付要綱(平成8年告示第29号)の一部を次のように改正する。
別表第2「福祉医療協力費交付金」の項の次に次のように加える。

犯罪被害者等見舞金	○
-----------	---

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

（表）

年 月 日

多治見市長

申請者 住所
氏名
電話

印

遺族見舞金支給申請書

多治見市犯罪被害者等見舞金支給要綱第 6 条第 1 項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 被害者	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	犯罪被害時点の住所	多治見市 町 番地の		
	死亡時の住所	市		
	死亡年月日	年	月	日
2 被害者との続柄	☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父母 ☐ 孫 ☐ 祖父母 ☐ 兄弟姉妹 ☐ その他			
3 犯罪被害日時、場所	日時	年	月	日 時 分ごろ
	場所	都・道・府・県 市・郡 町・村		
4 取扱警察署・受理番号	都・道・府・県 警察署 受理番号： 年 月 日 第 号			
5 被害の状況	<警察に届け出た内容等>			
6 加害者との関係	加害者氏名： 加害者と犯罪被害者等又は申請者との親族関係の有無 ☐ なし ☐ あり（続柄： ）			
7 重傷病見舞金の有無	死亡前に重傷病見舞金の受給 ☐ なし ☐ あり（受給日： 年 月 日）			

(裏)

8 他の第1順位 位の遺族	【確認】 私は、申請者が第1順位者を代表して、遺族見舞金を受け取ることに同意します。また、下記署名第1順位者以外に新たな第1順位者が判明した場合は、申請者及び署名者の責任において解決します。		
	氏 名	被害者との続柄	住 所
	㊞		
	㊞		
	㊞		
	㊞		
	㊞		

【誓約事項】

- 1 私及び犯罪被害者等は、集团的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織に属している、又は属していたことはありません。
- 2 私は、多治見市犯罪被害者等見舞金支給要綱第5条に規定する支給制限に該当しません。見舞金の支給後に、同条の規定に該当することが判明した場合は、多治見市犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還します。
- 3 私は、加害者に対する処罰意思がなくなった場合等、見舞金申請の取り下げ意思がある場合は、速やかに届け出るとともに、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還します。

【同意事項】

- 1 私は、この申請書の写しを警察に提供すること、及び申請内容について、多治見市長が警察、国、県その他関係機関に照会し、関係公簿の閲覧等を行うことに同意します。

氏名 _____ ㊞

別記様式第2号（第6条関係）

（表）

年 月 日

多治見市長

申請者 住所
氏名
電話

印

重傷病見舞金支給申請書

多治見市犯罪被害者等見舞金支給要綱第6条第2項の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 被害者	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	年	月	日	
	犯罪被害時点の住所	多治見市	町	番地の	
	現在の住所	市			
2 被害者との続柄	☐ 本人 ☐ その他（ ）				
3 犯罪被害日時、場所	日時	年	月	日	時 分ごろ
	場所	都・道・府・県	市・郡	町・村	
4 取扱警察署・受理番号	都・道・府・県 警察署 受理番号： 年 月 日 第 号				
5 被害の状況	<警察に届け出た内容等>				
6 加害者との関係	加害者氏名： 加害者と犯罪被害者等又は申請者との親族関係の有無 ☐ なし ☐ あり（続柄： ）				

(裏)

【誓約事項】

- 1 私及び犯罪被害者等は、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがある組織に属している、又は属していたことはありません。
- 2 私は、多治見市犯罪被害者等見舞金支給要綱第5条に規定する支給制限に該当しません。見舞金の支給後に、同条の規定に該当することが判明した場合は、多治見市犯罪被害者等見舞金支給要綱第11条の規定に基づき、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還します。
- 3 私は、加害者に対する処罰意思がなくなった場合等、見舞金申請の取り下げ意思がある場合は、速やかに届け出るとともに、既に支給を受けた見舞金を速やかに返還します。

【同意事項】

- 1 私は、この申請書の写しを警察に提供すること及び申請内容について、多治見市長が警察、国、県その他関係機関に照会し、関係公簿の閲覧等を行うことに同意します。

氏名 _____ ⑩

別記様式第3号（第8条関係）

年 月 日

警察署長様

多治見市長 印

犯罪被害者等見舞金に関する照会書

多治見市犯罪被害者等見舞金支給要綱に基づく見舞金の支給に係る審査を行うため、被害者等から提出された申請書の内容が警察への被害に係る申告内容と相違ないか、関係書類を添えて照会します。

1 被害者	フリガナ			
	氏名			
	生年月日	年	月	日
	犯罪被害時点の住所	多治見市 町 番地の		
	死亡年月日	年	月	日
2 見舞金申請者	フリガナ			被害者との続柄
	氏名			
	住所	多治見市 町 番地の		
3 犯罪被害日時、場所	日時	年	月	日 時 分ごろ
	場所	都・道・府・県 市・郡 町・村		
5 被害の状況 加害者との 関係	<警察に届け出た内容等> 別紙申請書のとおり			

犯罪被害者等見舞金に会する照会に対する回答書

警察等関係機関の意見	☐遺族見舞金申請書又は重傷病見舞金申請書に記載された申請内容と犯罪被害者等が警察へ届け出た申請内容とが相違ないことを確認しました。 ☐遺族見舞金申請書又は重傷病見舞金申請書に記載された申請内容と犯罪被害者等が警察へ届け出た申請内容とに以下のとおり相違がありました。 (相違があった項目) 年 月 日 警察署長 印 (担当 課 係)
------------	--

別記様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

多治見市長

印

犯罪被害者等見舞金支給決定通知書

年 月 日付で申請がありました多治見市犯罪被害者等見舞金については、多治見市犯罪被害者等見舞金要綱第8条に基づき審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

1 見舞金を支給します。

（1）見舞金の種類： 見舞金

（2）見舞金支給額： 円

第 号
年 月 日

様

多治見市長 印

犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書

年 月 日付で申請がありました多治見市犯罪被害者等見舞金については、多治見市犯罪被害者等見舞金要綱第 8 条に基づき審査した結果、下記のとおり決定しましたので通知します。

- 1 見舞金を支給できません。
- （１） 申請のあった見舞金の種類： 見舞金
- （２） 不支給の理由

別記様式第6号（第9条関係）

年 月 日

多治見市長

申請者 住所

氏名

印

電話

犯罪被害者等見舞金支給請求書

多治見市犯罪被害者等見舞金支給要綱第 9 条の規定に基づき、次の通り見舞金を請求します。

1	請求金額	円
2	支給決定日 通知番号	年 月 日付 第 号
3	見舞金の種類	遺族見舞金 ・ 重傷病見舞金
4 振込先	金融機関名	銀行・信用金庫・農協・信用組合 本店・支店
	預金種別	当座 ・ 普通
	郵便局の場合	郵便局 記号番号： ー
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

第 号
年 月 日

様

多治見市長 印

犯罪被害者等見舞金支給決定取消通知書

年 月 日付け第 号で支給決定した多治見市犯罪被害者等見舞金については、下記の理由により、その支給決定を取り消したので通知します。

1 見舞金の支給決定を取り消した理由